

警察法の一部を改正する法律案要綱

第一 警察庁の組織に関する規定の整備

一 警察庁警備局に新たに警備運用部を設置し、同部の所掌事務を定める。(第十九条及び第二十四条関係)

二 中国管区警察局及び四国管区警察局を統合して中国四国管区警察局を設置するとともに、管区警察局に警察支局を置くことができることとする。(第三十条及び第三十一条の二関係)

三 警察庁長官官房の所掌事務の変更その他所要の規定の整備を行う。

第二 施行期日

この法律は、平成三十一年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。(附則関係)

警察法の一部を改正する法律

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項第十三号中「第二十一条第二十号」を「第二十一条第二十一号」に改める。

第十九条第二項中「外事情報部」の下に「及び警備運用部」を加える。

第二十一条中第二十六号を第二十七号とし、第八号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 所管行政に係る統計に関する事務の総括に関すること。

第二十四条に次の一項を加える。

3 警備運用部においては、第一項第二号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。

第二十五条第五号を削る。

第三十条第二項の表中

中国管区警察局	四国管区警察局
広島市	高松市
鳥取県 島根県 岡山県 広島県	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
山口県	

を  
中

国四国管区警察局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県
		山口県 徳島県 香川県 愛媛県
		高知県

に改める。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(警察支局)

第三十一条の二 管区警察局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、地方機関として、警察支局を置くことができる。

- 2 警察支局に、支局長を置く。
- 3 警察支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 4 警察支局の内部組織は、内閣府令で定める。

第三十七条第一項第十二号中「第二十一条第二十二号」を「第二十一条第二十三号」に改め、同項第十三号中「第二十一条第二十三号」を「第二十一条第二十四号」に改める。

附 則

この法律は、平成三十一年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

## 理由

警察運営の効率化を図るため、警察庁の組織について、警備局に警備運用部を設置するとともに、中国管区警察局及び四国管区警察局を統合して中国四国管区警察局を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

警察法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（任務及び所掌事務）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 国家公安委員会は、第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第二十一条第二十一号において同じ。）の作成及び推進に関すること。</p> <p>十四〇二十六（略）</p> <p>5〇7（略）</p> <p>（内部部局）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2 刑事局に組織犯罪対策部を、警備局に外事情報部及び警備運用部を置く。</p>	<p>（任務及び所掌事務）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 国家公安委員会は、第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第二十一条第二十号において同じ。）の作成及び推進に関すること。</p> <p>十四〇二十六（略）</p> <p>5〇7（略）</p> <p>（内部部局）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2 刑事局に組織犯罪対策部を、警備局に外事情報部を置く。</p>

<p>(長官官房の所掌事務)</p> <p>第二十一条 長官官房においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 所管行政に係る統計に関する事務の総括に関すること。</p> <p>九〇二十七 (略)</p> <p>(警備局の所掌事務)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 警備運用部においては、第一項第二号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(情報通信局の所掌事務)</p> <p>第二十五条 情報通信局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(管区警察局の設置)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 管区警察局の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。</p>	<p>(長官官房の所掌事務)</p> <p>第二十一条 長官官房においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>八〇二十六 (略)</p> <p>(警備局の所掌事務)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五 犯罪統計を除く警察統計に関すること。</p> <p>(管区警察局の設置)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 管区警察局の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。</p>
--	--

名	称	位置	管	轄	区	域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	中国四国管区警察局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県	山口県 徳島県 香川県 愛媛県		
(略)			高知県			

(警察支局)

- 第三十一条の二 管区警察局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、地方機関として、警察支局を置くことができる。
- 2| 警察支局に、支局長を置く。
  - 3| 警察支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
  - 4| 警察支局の内部組織は、内閣府令で定める。

(経費)

第三十七条 都道府県警察に要する次に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。

一〇十一 (略)

名	称	位置	管	轄	区	域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	中国管区警察局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県	山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県		
(略)	四国管区警察局	高松市				

(新設)

(経費)

第三十七条 都道府県警察に要する次に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。

一〇十一 (略)



<p>2・3 (略)</p>	<p>十二 第二十一条第二十三号に規定する給付金に関する事務の処理に要する経費</p> <p>十三 第二十一条第二十四号に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に要する経費</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>十二 第二十一条第二十二号に規定する給付金に関する事務の処理に要する経費</p> <p>十三 第二十一条第二十三号に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に要する経費</p>

警察法の一部を改正する法律案参照条文

○ 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（任務及び所掌事務）

第五条（略）

2・3（略）

4 国家公安委員会は、第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。

一〜十二（略）

十三 犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第

二十一 条第二十号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

十四〜二十六（略）

5〜7（略）

（内部部局）

第十九条 警察庁に、長官官房及び次の五局を置く。

生活安全局

刑事局

交通局

警備局

情報通信局

2 刑事局に組織犯罪対策部を、警備局に外事情報部を置く。

（長官官房の所掌事務）

第二十一条 長官官房においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜六（略）

七 法令案の審査に関すること。

八 広報に関すること。

九 二十六 (略)

(警備局の所掌事務)

第二十四条 警備局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 警備警察に関すること。

二 警衛に関すること。

三 警護に関すること。

四 警備実施に関すること。

五 第七十一条の緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

2 外事情報部においては、前項第一号に掲げる事務のうち外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人に係るものをつかさどる。

(情報通信局の所掌事務)

第二十五条 情報通信局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 犯罪統計を除く警察統計に関すること。

(管区警察局の設置)

第三十条 警察庁に、その所掌事務のうち、第五条第四項第二号、第四号から第十五号まで、第十七号から第二十号まで及び第二十三号から第二

十六号までに掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、管区警察局を置く。

2 管区警察局の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東北管区警察局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東管区警察局	さいたま市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 静岡県
中部管区警察局	名古屋	富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県
近畿管区警察局	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国管区警察局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県

四国管区警察局	高松市	徳島県	香川県	愛媛県	高知県
九州管区警察局	福岡市	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県
					大分県
					宮崎県
					鹿児島県
					沖縄県

(経費)

第三十七条 都道府県警察に要する次に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。

一 一十一 (略)

十二 第二十一条第二十二号に規定する給付金に関する事務の処理に要する経費

十三 第二十一条第二十三号に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に要する経費

2・3 (略)